林業事業体の登録・評価(イコールフッティング)の仕組みの運営

目的

・林業事業体間の競争を通じた森林整備の品質や効率的な事業実施の確保、補助事業の適正な執行管理
・登録情報の公表により事業実行者の選択結果・理由の透明性を確保し、森林所有者等の信頼性を確保

林野庁

情報の登録・公表

・登録業務・運用に関する統一的な考え方の明示
・登録すべき情報、必須・任意項目について、技術的に助言

実施事業の成績評定

・成績評定業務に関する統一的な考え方の明示
・都道府県が実施可能な評定項目等（事業実行者によるセルフチェック含む）を例示

明確かつ客観的な基準

・事業実行者選択に係る評価項目等の考え方について、ガイドラインを作成

都道府県

・登録すべき情報、必須・任意項目の決定
・林業事業体へ登録申請を働きかけ
・林業事業体から登録情報を受付
（実施事業の成績評定結果を含む）
・HP等への登録情報の公表・更新
・林業事業体育成(担い手)担当が担当
＊登録情報の内容等についての詳細は、都道府県担当者まで

・森林整備事業の実作業者（事業実行者）を対象にした成績評定を実施
・事業実行担当が担当し、監督・検査時に実施

登録情報に基づく都道府県の評価基準

・国が作成したガイドラインを元に、事業実行者選択に係る評価基準等を都道府県の実情に応じて作成
・評価基準の対象になる情報は、公表されている登録情報により明確化

国有林(森林管理局・署等)

・林業事業体への周知、登録申請を働きかけ
・事業発注に際して、登録・評価の仕組みを活用していくことを検討

・国有林野事業の成績評定を実施

登録申請

登録申請を働きかけ

実施事業の成績評定結果を通知

実施事業の成績評定結果を通知

登録申請を働きかけ

林業事業体

・都道府県に対して登録申請

明確かつ客観的な基準により事業実行者を選択(民有林)

事業実行